

特定施設入居者生活介護事業所 京都老人ホーム

指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所重要事項説明書

1. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定特定施設入居者生活介護事業所・平成18年10月1日指定 京都府 2670900139 号
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所・平成18年10月1日指定 京都府 2670900139 号
- (2) 事業所の目的
社会福祉法人京都老人福祉協会が運営する 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所 京都老人ホーム（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を図るため職員を配置し管理運営に関する事項を定め要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下：ご利用者）に対し適正な特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（以下両者を合わせて「サービス」という）を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 特定施設入居者生活介護事業所 京都老人ホーム
- (4) 事業所の所在地 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地・60 番地
- (5) 電話番号 075-641-6622
- (6) 施設長 荒竹 孝一
- (7) 当事業所の運営方針
 - 一 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する法令の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 - 二 ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともにご利用者及びご家族のニーズを的確にとらえ、個別に特定施設入居者生活介護計画・介護予防特定施設入居者生活介護計画（以下両者を合わせて「介護計画」という）を作成し、ご利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 三 ご利用者またはそのご家族に対し、サービスの内容及び提供方法について解りやすく説明する。
 - 四 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 - 五 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- (8) 営業日及び受付時間
【営業日】 年中無休 【受付時間】 8 時 30 分～17 時 30 分
- (9) 利用定員 80 人
- (10) 施設概要 居室：2 人部屋 40 室 浴室：1 ヲ所 食堂：1 ヲ所

2. 職員の配置状況

当事業所では、特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。
＜主な職員の配置状況＞＊職員の配置については、指定規準を遵守しています。

＜主な職員の勤務体制＞

職 種	
管理者	1 名
介護職員	9 名以上
生活相談員	1 名以上
サービス計画作成担当者	1 名以上
看護職員	1 名以上
機能訓練員	1 名以上

職 種	時 間	
介護職員 看護職員	早出	7:00～16:00
	日勤	8:30～17:30
	遅出 3	11:00～20:00
	遅出 4	11:30～20:30
	遅出 5	13:30～22:30
	夜勤	22:30～7:30

※機能訓練員は看護職員と兼務の場合があります。

※看護職員の勤務時間は原則日勤となります。

3. サービスと利用料金

(1) 基本サービス

① 特定施設サービス計画の作成

計画の作成及び実施に当たってはご利用者及びそのご家族の希望を十分勘案致します。また計画作成に当たっては、その内容を説明した上で文書によってご利用者及びそのご家族の同意を得て交付致します。

① ご利用者の安否確認

ご利用者の居室を定期的に巡回致します。またその際、必要に応じては居室へ立ち入らせて頂きご利用者の安否確認を行います。

② 生活相談

ご利用者の嗜好に応じた生きがい活動を支援し、また各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続きや情報提供を行います。

(2) 介護サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活の支援について当施設の介護職及び看護職が提供します。

〈介護サービスの提供〉

介護サービスは、介護が必要な方に自立した生活への復帰や要介護状態の悪化を防ぐためにサービスの提供を行います。要支援1から要支援2及び要介護1から要介護5までの認定を受けておられるご利用者に対して、当施設は特定施設サービス計画に基づき、サービスを適切かつ円滑に提供します。

〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

なお京都市の場合は地域単価が1単位10.45円です。

＊ 特定施設入居者生活介護に対する給付単位数（2024.4月報酬改定）

	要支援1	要支援2		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの 介護保険給付単位	183単位	313単位		542単位	609単位	679単位	744単位	813単位

※上記のほか、加算を算定した場合に以下の料金がかかります。

■個別機能訓練加算：（Ⅰ）12単位/日（12単位×30日×10.45円）

（Ⅱ）20単位/月（20単位×10.45円）

■入居継続支援加算：（Ⅰ）36単位/日（36単位×30日×10.45円）

（Ⅱ）22単位/日（22単位×30日×10.45円）

■生活機能向上連携加算：（Ⅰ）100単位/月（100単位×10.45円 3月に1回を限度）

（Ⅱ）200単位/月（200単位×10.45円）

ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、100単位/月（100単位×10.45円）

■ADL維持等加算：（Ⅰ）30単位/月（30単位×10.45円）

（Ⅱ）60単位/月（60単位×10.45円）

■夜間看護体制加算：（Ⅰ）18単位/日（18単位×30日×10.45円）

（Ⅱ）9単位/日（9単位×30日×10.45円）

■協力医療機関連携加算：100単位/月（100単位×10.45円）

■退居時情報提供加算：250単位/回（250単位×10.45円）

■サービス提供体制強化加算：（Ⅰ）22単位/日（22単位×30日×10.45円）

（Ⅱ）18単位/日（18単位×30日×10.45円）

（Ⅲ）6単位/日（6単位×30日×10.45円）

■認知症専門ケア加算：（Ⅰ）3単位/日（3単位×30日×10.45円）

（Ⅱ）4単位/日（4単位×30日×10.45円）

■高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ：10単位/月（10単位×10.45円）

Ⅱ：5単位/月（5単位×10.45円）

■新興感染症等施設療養費：240 単位/日 (240 単位×30 日×10.45)

■看取り介護加算： (Ⅰ)永眠日以前 31 日以上 45 日以下 72 単位/日 (72 単位×最大 45 日×10.45 円)
永眠日以前 4 日以上 30 日以下 144 単位/日 (144 単位×最大 30 日×10.45 円)
永眠日の前日及び前々日 680 単位/日 (680 単位×最大 2 日×10.45 円)
永眠当日 1,280 単位/日 (1,280 単位×10.45 円)
(Ⅱ)永眠日以前 31 日以上 45 日以下 572 単位/日 (572 単位×最大 45 日×10.45 円)
永眠日以前 4 日以上 30 日以下 644 単位/日 (644 単位×最大 30 日×10.45 円)
永眠日の前日及び前々日 1,180 単位/日 (1,180 単位×最大 2 日×10.45 円)
永眠当日 1,780 単位/日 (1,780 単位×10.45 円)

■若年性認知症入居者受入加算：120 単位/日 (120 単位×30 日×10.45 円)

■科学的介護推進体制加算：40 単位/月 (40 単位×10.45 円)

■生産性向上推進体制加算：(Ⅰ)100 単位/月 (100 単位×10.45 円)

(Ⅱ)10 単位/月 (10 単位×10.45 円)

■介護職員処遇改善加算について

※介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)：上記により算定した単位数に 8.2% を乗じた単位が加算されます。

※介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)：上記により算定した単位数に 1.8% を乗じた単位が加算されます。

※介護職員等ベースアップ等加算：上記により算定した単位数に 1.5% を乗じた単位が加算されます。

→尚、上記◇1～3 の加算につきましては、令和 6 年 5 月ご利用分までの算定。令和 6 年 6 月ご利用分からは、新たに「介護職員等処遇改善加算」に一本化され、上記により算定した単位数に 12.8% を乗じた単位が加算されます。

◆各加算の概要について

◇個別機能訓練加算 (Ⅰ) (Ⅱ)

機能訓練指導員を配置し、ご利用者ごとに作成された個別機能訓練加算計画書に基づき、機能訓練を提供することで加算されます。加えて、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、ご利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の評価と改善を行っている場合に (Ⅱ) を加算されます。

◇入居継続支援加算 (Ⅰ) (Ⅱ)

痰の吸引や経管栄養等、医療的ケアの対応を必要とするご利用者の方が一定数以上の割合でおられる場合に算定されます。

◇生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (Ⅱ)

理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別の訓練計画を作成する場合に加算されます。

◇ADL 維持等加算 (Ⅰ) (Ⅱ)

ご利用者の ADL 値を測定し厚生労働省に提出、かつ利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月に測定した ADL 値から利用開始月に測定した ADL 値を控除し、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値 (調整済 ADL 利得) について、ご利用者等から調整済 ADL 利得の上位及び下位の 10% を対象ご利用者等とし、評価対象ご利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 1 以上である場合に (Ⅰ) が加算されます。上記の I の条件に加え、評価対象ご利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 2 以上である場合に (Ⅱ) が加算されます。

◇夜間看護体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ)

介護保険法令上の加算要件を満たす看護職員体制を整備し夜間のオンコール体制がある場合に (Ⅱ) が加算されます。夜勤及び宿直を行う看護職員を 1 名以上配置かつ必要に応じて健康上の管理体制があれば (Ⅰ) が加算されます。

◇協力医療機関連携加算

ご利用者等の病状が急変した場合等において適切に連携が行えるよう、あらかじめ協力医療機関を定めご利用者の

現病歴等の情報共有を定期的に行った場合において加算されます。

◇退居時情報提供加算

医療機関へ退居するご利用者等について退居後の医療機関に対して当該ご利用者の心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合に算定されます。

◇サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

介護保険法令上の基準に基づき、有資格者を一定基準雇用し、サービス提供体制が高い基準を満たしている事業所に対して加算されます。

◇認知症専門ケア加算

対象者のご利用者数が認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ以上の占める割合が2分の1以上。認知症介護に係る専門的研修終了者を、対象者の数が20人未満にあっては、1以上、対象者の数が20人以上である場合、1に、対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合に加算されます。

◇高齢者施設等感染対策向上加算：（Ⅰ）（Ⅱ）

協力医療機関とともに感染症発生時の対応や取り決めに整備し、感染対策に関する訓練や研修を年1回以上受けている場合において（Ⅰ）が加算されます。加えて医療機関から3年に1回以上感染が発生した場合における感染制御に係る実地指導を受けている場合は（Ⅱ）が加算されます。

◇新興感染症等施設療養費

新興感染症がご利用者に発生した場合に、適切な感染対策と介護を実施することで加算されます。

◇看取り介護加算（Ⅰ）

医師の医学的知見に基づく診断のもと、看取りに関する計画を作成し、ご利用者又はご家族の同意を得ながら看取り介護を行う場合に、最長30日を限度に加算されます。

看取り介護加算（Ⅱ）

配置医師の緊急時対応の体制を確保している場合に加算されます。

◇若年性認知症入居者受入加算

受け入れた若年性認知症ご利用者（40～64歳）ごとに個別の担当を定めて受け入れている場合に加算されます。

◇科学的介護促進推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

ご利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他ご利用者の心身の状況等に係る必要な情報を、厚生労働省に提出し必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に（Ⅰ）が加算されます。加えてご利用者ごとの疾病の状況等を提出している場合には（Ⅱ）が加算されます。

◇生産性向上推進体制加算：（Ⅰ）（Ⅱ）

見守り機器等のテクノロジーを導入し、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取り組みや委員会等の取り組みを実施した場合に加算されます。

【利用者負担額の減額制度について】

- * 費用徴収の階層により、自己負担額の何割かを措置費で負担し、自己負担額を減額する制度があります。
- * 関係行政機関に対して申請の必要がありますので、ご相談下さい。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
イ. 下記指定口座への振り込み
京都銀行 墨染支店 普通預金 94166
名義 社会福祉法人 京都老人福祉協会
理事長 馬場 協一郎

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床し食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7:30～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

③ 入浴

- ・入浴は、原則として週に2回以上入浴、または清拭による清潔の保持を行います。大浴槽、機械浴槽があり、ご利用者の状態に合わせてご利用頂けます。

④ 排泄

- ・自立を促すため、ご利用者の状況に合わせた介助を行います。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員、介護職員等が健康管理をおこないます。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出きる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、着替え、整容等の日常生活上の支援を行います。

4. 入退居・居室変更について

(1) 入居

①京都市による入所判定委員会により入居を認められた方について、被保険者資格、要支援、要介護認定を受けているか否かを確認し、事項に該当する方については入居を承認致します。但し、入居申し込み者が要支援、要介護認定申請を行っていない場合は、速やかに当該申請が行われるように援助致します。また入居後の要支援、要介護更新申請についても有効期間内に行われるように援助致します。

②入居申し込み者に診断書等の提出を求め、看護職員が心身の状況、病歴等を把握し、また介護職員が精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることの困難な方について、事業所における入居判定の上、入居を開始致します。

③入居申し込み者が感染症疾病である場合、その他、入居申し込み者に対して事業所では適切な便宜を提供することが困難である場合には入居をお断りさせて頂くことがあります。

(2) 退居

① 次の様な場合は退居とします。

- (1) 死亡された場合
- (2) ご利用者またはそのご家族より退居の申し出があった場合
- (3) 医療機関への入院期間が継続して3ヶ月を越えた場合
- (4) 居宅において日常生活が営める状態となり、自宅等で生活することが可能な場合
- (5) 他のご利用者への著しい迷惑行為を行った場合

② ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は在宅復帰のために必要な援助を致します。

③ 退居に際しては、福祉事務所及び地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所に連絡をするとともに、退居後の日常生活について保健医療及び福祉関係者との連携を図ります。

(3) 居室変更

ご利用者の居室変更は、(1) 職員の見守りが必要な状態となった場合、又は (2) 同室者間でトラブルが発生し改善の見込が無い場合に、ご利用者の同意を得て行います。

5. 施設利用に当たっての留意事項

ご利用者は、「指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所」(以下運営規定という) 第 10 条第 4 項に定める事項を留意すること。

6. 非常災害時の対応について

非常災害対策に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。

7. 身体拘束の手続き

ご利用者の人権擁護のため、原則として身体拘束は行いません。但し、運営規定第 11 条各号に合致する場合にはご利用者又は家族の同意を得た上で書面による手続きを経て、実施する場合があります。

8. 緊急時の対応について

介護サービス実施中に、ご利用者に緊急事態が生じた場合は速やかに主治医・ご家族に連絡をとる等の措置を講じます。また、ケース記録等を利用する事により、その事実につき職員間で情報を共有します。

9. 事故発生時の対応について

事故発生時は、ご家族に連絡するとともに、京都市や保険者と連携しながら、誠意を持って必要な措置を講じます。

10. 賠償責任

介護支援等によりご利用者に損害を与えた場合で、事業所に責任がある場合には、その損害を賠償します。

11. 被害請求

ご利用者が故意または過失により当事業所の建物、設備及び備品を破損した場合は、その被害の弁済を求めることがあります。

12. 協力医療機関

ご利用者が医療を必要とする場合は下記の医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院を保障するものではありません。)

医仁会武田総合病院、宇治おうばく病院、久保眼科医院、あゆみ歯科クリニック

13. 相談・要望・苦情及びサービス内容等は、下記窓口まで

当事業所におけるご相談等は、以下の専用窓口で受け付けます。

① 受付担当者名 林 智代 (相談員) 電話 075-641-6622

② 相談解決者名 篠原 佳子 (管理者) 電話 075-641-6622

(担当者に変更があった場合は、ご連絡いたします)

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

ご相談等については、以下の機関が誠意をもって対応いたします。

②対応窓口 サービス向上委員会 075-641-6625

その他、当事業所以外に区役所・京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

③対応窓口	伏見区 本所	保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-611-2279
	伏見区 深草支所	保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-642-3603
	伏見区 醍醐支所	保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-571-6471
	国民健康保険団体連合会	介護相談係	電話 075-354-9090
	京都府社会福祉協議会	運営適正化委員会	電話 075-252-2152

第三者委員 井上幸夫
高橋猛
田村充子

電話 075-601-5390
電話 090-4641-0777
電話 075-571-4181

「第三者評価最終受診日」令和6年2月14日

「実施した評価機関の名称」一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会

「評価結果の開示状況」京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページにて開示

令和 年 月 日

指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業代表者

住 所

京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地 60 番地

代表者名

社会福祉法人京都老人福祉協会 理事長 馬場 協一郎 印

説明者

指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所 京都老人ホーム

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者より重要事項の説明を受けて、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所でのサービス提供と利用料金の支払いや内容について同意し、本書面を受領しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との関係) _____

個人情報に関する同意書

サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整などに必要な範囲において、利用者及び利用者の家族の個人情報を使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印

署名代行者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 (利用者との関係) _____